〃	ROYAL FLAME	〃	第20937号	平成21年11月5日
〃	PINK DIAMOND	〃	第20940号	平成21年11月5日
〃	FRANKIE2	〃	第20941号	平成21年11月5日
〃	SCHOENFITT 20	〃	第20945号	平成21年11月5日
〃	SPRINGTIME	〃	第20950号	平成21年11月5日
Haworthia muticа Haw.	シルバニア	林雅彦　静岡県浜松市雄踏町宇布見9006番地の1　セジュールヤマハン107号	第19211号	平成21年8月17日
Luculia Sweet	ホワイトパール	小佐野成太郎　山梨県南都留郡富士河口湖町勝山91	第16364号	平成21年5月18日
Phlox L.	PEPPERMINT TWIST	A.Verschoor Horticulture Import-Export Marcelisvaartpad 17, 2015CS Haarlem, The Netherlands	第21481号	平成21年8月7日
Physalis L.	くがに	農事組合法人日の本新産品開発組合　兵庫県尼崎市富松町一丁目9番1号	第15744号	平成21年11月9日
Rosa L.	エベラ149	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第18706号	平成21年11月18日
〃	エベラ136	〃	第18709号	平成21年11月18日
Solenostemon	ハルトキ	篠原茂　千葉県印西市竹袋470番地の4	第16989号	平成21年9月7日
Sutera Roth	サムスト02	ラルフ　シュレイダー　ドイツ連邦共和国　D−59348　ルーディンゲンハウゼン　カールレイスナーストラッセ　15	第21012号	平成21年8月7日

○経済産業省告示第十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
一　液化石油ガス用ガス栓	財団法人日本エルピーガス機器検査協会 東京都港区新橋一丁目十八番六号

（参考）

財団法人日本エルピーガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区新橋一丁目十八番六号）

(2)　中央検査所（神奈川県綾瀬市深谷中八丁目五番七号）

(3)　大阪支所（大阪府大阪市中央区本町四丁目五番三号）

(4)　名古屋支所（愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目八番十三号）

(5)　山梨支所（山梨県韮崎市富士見一丁目七番三号）

○経済産業省告示第十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年二月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4978	株式会社安藤鉄工建設	秋田県能代市能代町字中川原二十六番地の七百六	平成二十一年十二月十七日から平成二十二年十二月十六日まで
4979	株式会社ゴトウ本店	和歌山県和歌山市真砂丁一丁目一番地	平成二十二年一月八日から平成二十三年一月七日まで
4980	株式会社ハマサキ	鳥取県鳥取市川端四丁目二百二番地	平成二十一年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十三日まで
4981	旭栄食品株式会社	長崎県長崎市大黒町八番五号	平成二十一年十二月十一日から平成二十二年十二月十日まで
4982	株式会社鶴崎高橋組	大分県大分市徳島一丁目一番九号	平成二十一年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十三日まで
4983	株式会社マトロ二十一	愛知県名古屋市東区豊前町三丁目四十三番地の六	平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年十二月二十四日まで
4984	株式会社ナギテック	岡山県勝田郡奈義町西原三百八十番地の三十七	平成二十一年十二月二十四日から平成二十二年十二月二十三日まで

○国土交通省告示第六十七号

南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣　前原　誠司

工区名称

37−4、62−3

○国土交通省告示第六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣　前原　誠司